

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省・ 法務庁・厚生省・農林省令第一号）

○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の省令
案新旧対照条文

平成19年12月26日から平成20年1月15日にかけて
実施した「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の
省令についての意見募集」の際に添付した資料であり、今後、
変更がありえる。

また、今後、会計に関する事項や数理に関する事項等も含め
て省令案全体について行政手続法に基づく意見募集を行う予定
としている。

「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の省令案」
についての意見募集

平成 19 年 1 2 月 2 6 日
厚生労働省社会・援護局地域福祉課

平成19年5月16日に「消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律」が公布されたことを受け、今般、「消費生活協同組合法施行規則」、「消費生活協同組合財務処理規則」等の改正を検討しており、改正に先立って、省令案について、広く御意見・御提案を募集します。

つきましては、本案に関して御意見・御提案のある場合には、下記により御提出いただきたい。

なお、今回の意見募集は、行政手続法に基づかない「任意の意見募集」として実施しております。よって、省令案のうち、会計に関する事項や数理に関する事項等の一部の省令案については、当課での検討の進捗状況の関係から掲載しておりません。

後日、今回の意見募集の結果も踏まえ、省令案全体につきまして、「行政手続法に基づく意見募集」を実施する予定としております。

記

意見募集対象

「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の省令案」

意見提出要領

1. 意見募集期限

平成20年1月15日（火）17時 ※郵送の場合は同日必着

2. 意見の提出方法

別紙の意見提出様式に則して、日本語で記載の上、以下のいずれかの方法で御意見を提出して下さい。いずれの場合にも、件名に「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の省令案」についての意見」とご記入願います。

なお、電話での受付は対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) ファクシミリの場合

FAX番号：03-3592-1459

厚生労働省社会・援護局地域福祉課宛

(2) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省社会・援護局地域福祉課宛

(3) 電子メールの場合

syourei1@mhlw.go.jp

(ファイルをテキスト形式にして送付して下さい。)

3. 意見の提出上の注意

氏名（法人の場合は、法人名）・住所等の連絡先（電話番号、お持ちであればFAX番号及び電子メールアドレス）は必ず明記して下さい。（御意見を十分把握するため連絡をとらせていただくこともありますので、漏れなくご記入ください。）

記入漏れや本要領に即して記述されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきますので、ご注意ください。

4. 意見の公開等について

皆様からいただいた御意見は、氏名（法人名）・住所等の連絡先を除き全て公開させて頂く可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

また、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(別紙)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 宛

「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の省令案」についての意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見] ・ 該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください) ・ 意見内容 ・ 理由	

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の省令案新旧対照条文

○ 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令・法務庁令・厚生省令・農林省令第一号）（平成二十年四月一日施行）
（第○条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 通則</p> <p>第二章 事業</p> <p>第三章 組合員</p> <p>第四章 管理</p> <p>第五章 共済契約に係る契約条件の変更</p> <p>第六章 子会社等</p> <p>第七章 設立</p> <p>第八章 合併等</p> <p>第九章 登記</p> <p>第十章 監督</p> <p>第十一章 雑則</p> <p>附則</p> <p>（申請書）</p> <p>第①条 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）が、消費生活協同組合法（以下「法」という。）の規定により認可、許可又は承認を受けようとするときは、申請書を提出しなければならない。</p> <p>（区域を越えて設立できない場合）</p> <p>第②条 法第五条第二項ただし書に規定される厚生労働省令で定める</p>	<p>【消費生活協同組合法施行規則】</p> <p>（申請書）</p> <p>第一条 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下組合と総称する。）が、消費生活協同組合法（以下法という。）の規定により認可又は許可を受けようとするときは、申請書を提出しなければならない。</p> <p>（新規）</p>

場合は、当該消費生活協同組合が法第十条第二項に規定する共済事業（以下「共済事業」という。）を行う場合とする。

（共済事業）

第③条 法第十条第二項の組合員（法第九条に規定する組合員をいう。以下同じ。）の保護を確保することが必要なものとして厚生労働省令で定めるものは、一の被共済者当たりの共済金額が十万円を超える共済契約の締結を行う事業とする。

（保険会社の業務の代理又は事務の代行）

第④条 法第十条第二項の厚生労働省令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

- 一 保険募集（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。以下同じ。）
- 二 前号の業務に関連する電子計算機に関する事務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成若しくは保守を行う業務を含む。）であつて、共済事業又は受託共済事業（法第十条第二項に規定する受託共済事業をいう。）を行う組合が法第十条第二項に規定する保険会社の委託を受けて行うもの

（他の事業を行う場合の行政庁の承認）

第⑤条 法第十条第三項ただし書に規定する承認（消費生活協同組合の行う共済事業が、共済事業を行う他の組合との契約により連帯して共済契約による共済責任を負担し、かつ、当該共済責任について負担部分を有しない場合に限る。）を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて行政庁に提出しなければならない。

- 一 承認申請に係る事業の内容を記載した書面
- 二 承認申請に係る事業に係る三事業年度の事業計画書
- 三 承認申請に係る事業に係る三事業年度の収支予算書

（新規）

（新規）

（新規）

- 四 承認申請を行う組合の共済事業に係る共済事業規約
- 五 その他参考となるべき事項を記載した書類

(員外利用の正当な理由)

第⑥条 法第十二条第三項第一号に規定する厚生労働省令で定める正当な理由がある場合は、組合が自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条に規定する自動車損害賠償責任共済の契約（以下「責任共済契約」という。）を締結している場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、当該責任共済契約の残存期間に限る。

- 一 責任共済契約又は責任共済契約が締結されている自動車当該組合の組合員でない者に相続された場合
- 二 責任共済契約の契約者の名義が当該組合の組合員でない者の名義に変更された場合
- 三 責任共済契約が締結されている自動車が当該組合の組合員でない者に譲渡された場合
- 四 法第十九条第一項又は第二十条第一項の規定により組合員が脱退した場合
- 五 法第五十条の二第一項の規定により責任共済等の事業（この事業に附帯する事業を含む。）の全部若しくは一部が譲渡された場合又は同条第二項の規定により責任共済等の共済契約の全部が包括して共済事業を行う他の組合に移転された場合

(組合員以外の者に特定の物品を供給することのできる事業)

第⑦条 法第十二条第三項第四号に規定する厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類を供給する事業
- 二 たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第一号に

【消費生活協同組合法施行規則】

(員外利用の正当な理由)

第二条 法第十二条第三項ただし書に規定する厚生労働省令で定める正当な理由がある場合は、組合が自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条に規定する自動車損害賠償責任共済の契約（以下「責任共済契約」という。）を締結している場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、当該責任共済契約の残存期間に限る。

- 一 責任共済契約又は責任共済契約が締結されている自動車当該組合の組合員でない者に相続された場合
- 二 責任共済契約の契約者の名義が当該組合の組合員でない者の名義に変更された場合
- 三 責任共済契約が締結されている自動車が当該組合の組合員でない者に譲渡された場合
- 四 法第十九条第一項又は第二十条第一項の規定により組合員が脱退した場合
- 五 法第五十条の二第一項の規定により責任共済等の事業（この事業に附帯する事業を含む。）の全部若しくは一部が譲渡された場合又は同条第二項の規定により責任共済等の共済契約の全部が包括して他の組合に移転された場合

(新規)

規定する製造たばこを供給する事業

(組合以外の者に利用させることのできる施設)

第⑧条 法第十二条第三項第五号に規定する厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 体育施設
- 二 教養文化施設

(利用分量割合)

第⑨条 法第十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める割合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 法第十条第一項第一号の事業 百分の二十
 - 二 法第十条第一項第六号の事業 百分の百
 - 三 法第十条第一項第七号の事業 百分の百
- 2 第⑩条第二号から第四号に定める事業における組合員以外の者の利用割合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
- 一 第⑩条第二号の事業 百分の二十
 - 二 第⑩条第三号の事業 百分の百
 - 三 第⑩条第四号の事業 百分の二十

(職域による組合が法第十条第一項第一号の事業を利用させることのできる組合員以外の者)

第⑩条 法第十二条第四項第一号の厚生労働省令で定めるものは、組合の職域の母体となる法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)とする。

(組合員以外の者に事業を利用させることのできる場合)

第⑪条 法第十二条第四項第三号に規定する厚生労働省令で定める事

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

業は次の各号に掲げる事業とし、同号の厚生労働省令で定めるところにより利用させる場合は当該事業の区分に応じ、当該各号に定める場合（組合員による利用分量と組合員以外の者による利用分量とを区別することができる場合に限る。）とする。

一 物品を供給する事業 次に掲げる場合

イ 学校その他の教育文化施設又は病院、保育所その他の医療施設若しくは社会福祉施設を設置する者が当該施設の利用者に対し必要な便宜を供与する場合において、当該設置する者に対し当該便宜の供与に必要な物品を供給する場合

ロ 職域による組合が、職務その他これに準ずる理由により当該職域を訪問した者に対し物品を供給する場合

ハ 他の組合に物品を供給する場合

ニ 組合の存する地域の交流を目的とする催しを実施する場合

二 食堂を利用させる事業 職域による組合が、職務その他これに準ずる理由により当該職域を訪問した者に対し当該食堂を利用させる場合

三 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第二条第六項に規定する納骨堂を利用させる事業 当該納骨堂を利用させる場合

四 組合員の生活に有用な協同施設をなし、組合員に利用させる事業（前二号に掲げる事業を除く。） 離島その他交通不便の地域における施設を利用させる場合（当該地域における他の事業者の事業活動に影響を及ぼす場合を除く。）

（員外利用の許可申請）

第⑫条 法第十二条第四項第二号及び第三号の規定による許可の申請書には、次の事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 事業の種類

二 組合員以外の者に事業を利用させる理由

【消費生活協同組合法施行規則】

（員外利用の許可申請）

第二条の二 第十二条第三項ただし書の規定による許可の申請書には、次の事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 事業の種類

二 組合の組合員及び会員（以下「組合員」と総称する。）以外の

- 三 組合員の事業の利用方法及び利用程度
- 四 組合員以外の者に事業を利用させる方法及び程度

(責任共済の契約に類する共済契約)

第⑬条 法第十二条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、被共済者が所有し、又は管理する自動車について一定期間内に生じた火災、衝突、接触その他の事故による損害及び当該一定期間内に当該自動車により生じた事故に係る損害賠償金の支払を共済事故とする共済契約とする。

(利用者に対する説明)

第⑭条 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第二百九十条第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、共済募集人(共済事業を行う組合の役員若しくは使用人又は当該共済事業を行う組合の共済代理店又はその役員若しくは使用人をいう。以下同じ。)の商号、名称又は氏名とする。

(自己契約に係る共済掛金の合計額)

第⑮条 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第二百九十条第二項に規定する共済契約の募集を行った自己契約に係る共済掛金(以下この項において「共済契約の募集を行った自己契約に係る共済掛金」という。)の合計額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、共済代理店が直近の二事業年度において共済契約の募集を行った自己契約に係る共済掛金(自己又は自己を雇用する者を共済契約者とする共済契約にあつては、次に掲げるすべての条件を満たす共済契約に係る共済掛金を除く。)の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

一 共済契約者に被共済利益(共済事故が発生しないことについて被共済者の有する経済的利益)がないこと。

- 者に事業を利用させる理由
- 三 組合員の事業の利用方法及び利用程度
- 四 組合員以外の者に事業を利用させる方法及び程度

(新規)

(新規)

(新規)

二 共済掛金は、被共済者が負担していること。

三 自己又は自己を雇用する者を共済契約者とするについて、やむを得ない事情があること。

2 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第二百九十五条第二項に規定する共済契約の募集を行った共済契約に係る共済掛金の合計額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、共済代理店が直近の二事業年度において共済契約の募集を行った共済契約に係る共済掛金の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

3 前二項に規定する共済掛金については、共済代理店が二以上の組合の共済契約の締結を代理又は媒介する場合には、当該二以上の組合のすべてに係る共済掛金を合計するものとする。

4 第一項及び第二項に規定する共済掛金は、実際に収受した額により計算するものとし、分割払いの共済契約及び共済期間が一年を超える共済契約にあつては、一年間当たりの額に換算した額の共済掛金とする。

(将来における金額が不確実な事項)

第⑩条 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項は、資産の運用実績その他の要因によりその金額が変動する共済金、返戻金その他の給付金又は共済掛金とする。

(共済契約の締結又は募集に関する禁止行為)

第⑪条 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 何らの名義によつてするかを問わず、法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項第五号に規定する行為の同項の規定による禁止を免れる行為

(新規)

(新規)

二 共済契約者又は被共済者に対して、威迫し、又は業務上の地位等を不当に利用して共済契約の申込みをさせ、又は既に成立している共済契約を消滅させる行為

三 共済事業を行う組合との間で共済契約を締結することを条件として当該組合の子会社等（法第五十三条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）が当該共済契約に係る共済契約者又は被共済者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該共済契約者に対して当該共済契約の申込みをさせる行為

四 共済契約者若しくは被共済者又は不特定の者に対して、共済契約等に関する事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為

五 共済契約者に対して、共済契約の種類又は共済事業を行う組合の名称を他のものと誤解させるおそれのあることを告げる行為

六 共済掛金を一時に払い込むことを内容とする共済契約の締結の代理又は媒介を行う際に、その利用者が行う当該共済契約の申込みが法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百九条第一項に規定する共済契約の申込みの撤回等を行うことができないう場合（同項第一号から第五号まで及び消費生活協同組合法施行令（平成十九年政令第三百七十三号。以下「令」という。）第三条第七号に掲げる場合並びに当該共済事業を行う組合が当該申込みの撤回等に応じることとしている場合を除く。）に該当する場合において、当該利用者に対しその旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該利用者から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ることにより行わずに当該共済契約の申込みをさせる行為

七 共済代理店が、その取り扱う個人である利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督に際して、当該情報の漏えい、滅失又はき損

の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。

八 信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び共済事業を行う組合に対する当該情報の提供を行うものをいう。）から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。

九 その業務上取り扱う個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。

（書面の内容等）

第⑩条 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百九条第一項第一号に規定する書面には、共済契約の申込みの撤回又は解除に関する同条各項に規定する事項を記載しなければならない。

2 前項の書面には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の文字及び数字を用いなければならない。

3 第一項の書面を申込者等（法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百九条第一項に規定する申込者等をいう。以下同じ。）に交付する場合は、申込者等に当該書面を十分に読むべき旨を告げて交付する方法その他の申込者等が確実に当該書面の記載内容を了知する方法により交付しなければならない。

（共済契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法）

第⑪条 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百九条第二項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

（新規）

（新規）

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機と申込者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて申込者等の閲覧に供し、当該申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第十条の二第三項において準用する保険業法第三百九条第二項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、申込者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項各号に掲げる方法により書面に記載すべき事項を提供する場合は、申込者等に当該事項を十分に読むべき旨が表示された画像を閲覧させることその他の申込者等が確実に当該事項の内容を了知する方法により提供しなければならない。

4 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機と、申込者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第⑩条 令第四条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

(新規)

- 一 前条第一項各号に規定する方法のうち共済事業を行う組合が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

第⑨条 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百九条第三項の厚生労働省令で定める方法は、第⑩条第一項第二号に掲げる方法とする。

(共済契約の申込みの撤回等ができない場合)

第⑩条 令第三条第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 郵便を利用する方法
- 二 ファクシミリ装置その他これに準ずる通信機器又は情報処理の用に供する機器を利用する方法
- 三 共済事業を行う組合が設置した機器を利用する方法

(共済契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する共済掛金)

第⑪条 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百九条第五項に規定する厚生労働省令で定める金額は、当該共済契約に係る共済掛金として既に受領し、又は受領すべき金額の額を当該共済契約の共済期間のうち当該金額の額に対応する期間(以下「共済掛金期間」という。)の総日数で除した額に、当該共済掛金期間の開始の日から当該共済契約の解除の日までの日数を乗じた額に相当する金額を限度とする。

2 前項の規定により算出した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。

(特定共済契約)

第⑫条 法第十二条の三第一項の厚生労働省令で定めるものは、次に

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

掲げる共済契約とする。

一 その責任準備金の金額に対応する財産の価額により、共済金等（法第五十条の五の共済金等をいう。以下同じ。）の金額が変動する共済契約

二 解約による返戻金の額が、金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標に係る変動により共済掛金の合計額を下回ることとなるおそれがある共済契約（前号に掲げるものを除く。）

三 共済金等の額を外国通貨をもつて表示する共済契約（次に掲げるものを除く。）

イ 前二号に掲げるもの

ロ 共済事業を行う組合が、一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し、共済掛金を收受する共済契約であつて、当該組合がてん補すべき損害の額を当該外国通貨をもつて表示するもの（共済期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約する共済契約を除き、事業者（法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。）を共済契約者とするものに限る。）

（契約の種類）

第②条の2 法第十二条の三において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する厚生労働省令で定めるものは、特定共済契約（法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。）とする。

（特定投資家が特定投資家以外の利用者とみなされる場合の期限日）

第③条の3 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、共済事業を行う組合が一定の日を定

（新規）

（新規）

め、次に掲げる事項を当該組合の事務所の公衆の見やすい場所への
掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の
二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。）
とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する厚生労働省
令で定める日は、前項の組合が同項の規定により定めた日であつて
準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第一号に規定する承諾日
から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第④条の4 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定
する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約（準用金融商品取引法第三十四
条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同
じ。）に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為に
ついては、期限日後に行うものであつても、申出者（準用金融商
品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下こ
の条において同じ。）を特定投資家（金融商品取引法第二条第三
十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の利用者
として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定に
よる承諾をしたもののみから対象契約に関して特定投資家以外の
利用者として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、準用金融商品取引法第三十四
条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

（情報通信の技術を利用した提供）

第⑤条の5 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商

（新規）

（新規）

品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 共済事業を行う組合（準用金融商品取引法第三十四条の二第

四項に規定する事項の提供を行う共済事業を行う組合との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「利用者」という。）又は当該組合の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と利用者等（利用者及び利用者との契約により利用者ファイル（専ら利用者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、同項に規定する事項の提供を行う共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該利用者の利用者ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の利用者の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 利用者が利用者ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（利用者の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を利用者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を利用者に対し通知するものであること。ただし、利用者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾（令第五条第一項に規定する電磁的方法（次条において「電磁的方法」という。）による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げ